

# 国土交通省における検討経緯

(第1回宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会資料)

平成25年10月

# 震災復興祈念公園に関する検討体制

○平成23年度に関係機関及び被災3県を構成員とする「東日本大震災復興祈念公園検討会議」を設置

■「東日本大震災復興祈念公園検討会議」構成メンバー

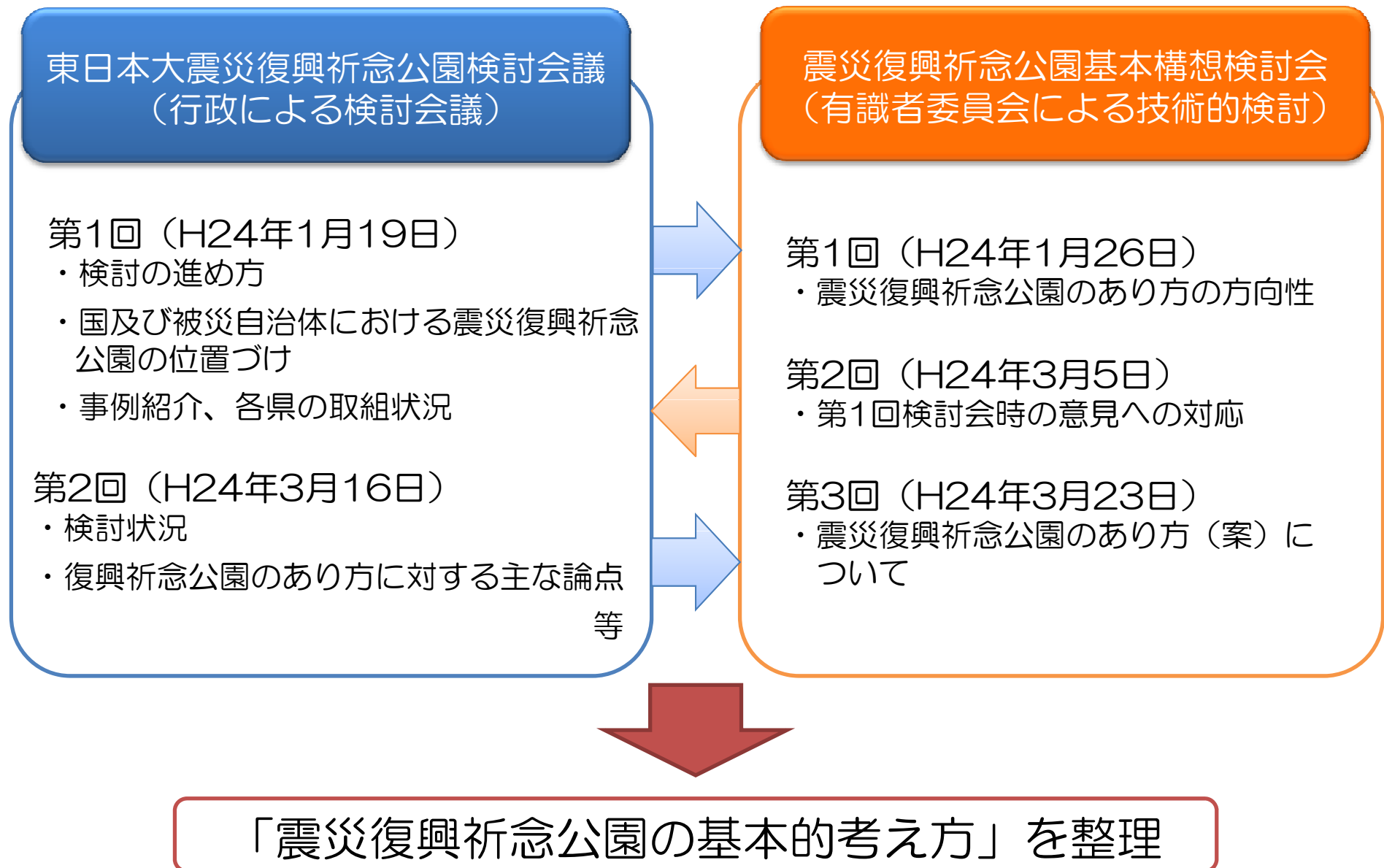
- ・国土交通大臣政務官（座長）
- ・国土交通省都市局長
- ・復興庁統括官
- ・岩手県・宮城県・福島県副知事

○あわせて、震災復興祈念公園の意義、担うべき役割、基本的な理念等に関する技術的な側面から検討するため、有識者を構成員とする「震災復興祈念公園基本構想検討会」を設置

\*「震災復興祈念公園基本構想検討会」構成メンバー（50音順）

氏名	所属
赤坂 憲雄	学習院大学教授・福島県立博物館長
内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授
林田 光祐	山形大学農学部食料生命環境学科教授
森山 雅幸	公立大学法人宮城大学食産業学部教授
横張 真	東京大学大学院新領域創成科学研究科自然環境学専攻教授
涌井 史郎	東京都市大学環境情報学部環境情報学科教授

※このほか、被災3県からオブザーバー、公園緑地・景観課から行政委員として参画



## ■事務局説明事項

- 復興祈念公園のあり方に関する検討の進め方
- 国及び被災自治体における「震災復興祈念公園」等の位置付け
- 被災地における被災状況
- これまでの災害等における復興祈念施設の事例紹介
- 震災復興祈念公園のあり方の検討の方向性

## ■主な意見

- 鎮魂と追悼については様々な主体が行うものであり、その中での公共の役割、さらに国と地方の役割について考えることが必要。
- 持続性の確保については、公共でなければ困難。また、国内外の事例から、その検討の経緯等を丁寧に調べ、哲学的な思想も含め整理すべき。
- 今回の災害は広範囲に甚大な被害を生じており、県レベルでは全体像を示せない。多くの被災地からは国がどのような姿勢を示すのかが問われている。
- 克災という考え方とともに、ある種の復興のモデルを示す場が必要である。未来に向けて『こういう地域づくりを行う』『公園を中心にコミュニティを進化させる』『防災・減災の考え方』等を国際的に発信する必要がある。
- 国として復興に向けた明確なメッセージを国内及び海外に向けて発信することが望ましい。

### ■事務局説明事項

- 第1回基本構想検討会時の意見への対応状況

### ■主な意見

- 被災地では過去何度も津波におそわれ海岸本来の自然は失われてきており、その記憶を国において残すことは重要。
- 津波は100年に一度。今後100年間何をどのように残していくのか、そのあり方の検討が必要。記憶の維持、継承が課題。
- 我が国は度重なる災害を乗り越えてきたという気概を踏まえ、その土地に根ざした被災地のすばらしさを認識できる震災復興祈念公園づくりをおこなうことが必要。
- 以下の視点も含めて震災復興祈念公園のあり方を検討する。
  - ・未来へのメッセージを込めるとともに、今回被災を受けるまでの地域の歴史的なプロセスを示す
  - ・国と県・市が協力して公園づくりを行うとともに、ボランティアなど多様なステークホルダーの参加を検討し、新しい公共に貢献する
  - ・被災地のみならず国民全体が今回の惨事を共有し、それを体現する公園づくりを行う

## ■事務局説明事項

- 第2回基本構想検討会時の意見への対応状況
- 震災復興祈念公園のあり方(案)について

## ■主な意見

- 三陸沿岸には多様な自然が存在し、その自然の恵みを享受してきたと表現すべき。
- 自然と共生する日本の文化を復興祈念公園で表現できれば、今後の土地利用に対するメッセージになり得る。
- 自然は破壊と再生を繰り返しており、我が国はその頻度が高く、だからこそ自然の恵みが豊かともいえる。昔の人はそれを理解し上手く利用してきたものと認識。
- 復興祈念公園において震災前に戻す風景は、震災直前ではなく戦前や戦後間もないころに焦点を当てることが重要。
- 震災復興祈念公園は100年後にまた被災し、そしてまた再生する。100年単位で再生するビジョンを盛り込むべき。
- 自然に真正面から挑むのではなく、「いなし」ていくことが重要。そのためには常に自然目を向けておく必要があり、それが日本文化の特徴である。
- 日本人はもともと「減災」「克災」の精神を持っており、災害を克服していくという精神が重要である。

## 震災復興祈念公園の基本的考え方

### ○震災復興祈念公園の役割

- ・「追悼・鎮魂」と「震災の記録・教訓の伝承」は、あらゆる機会を通じ、あらゆる場面で、あらゆる主体により行われるもの。
- ・その中で震災復興祈念公園には、以下の役割が求められる。
  - \* 追悼と鎮魂の場
  - \* 記録・教訓の伝承の機能
  - \* 地域の復興のビジョンや新たなコミュニティのあり方を示す場

## 震災復興祈念公園の基本的考え方

### ○国と地方の役割分担

- ・震災復興祈念公園は、原則として地方公共団体において整備するもの。
- ・国は震災復興交付金等により支援。
- ・他方、一の地域を越え、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることから、以下のような役割が国にも求められる。
  - \* 全ての犠牲者への追悼と鎮魂
  - \* 日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと
  - \* 震災からの復興を成し遂げた地域のすがたを示すこと
- ・こうした役割と関連の深い震災復興祈念公園については、国と地域が連携して検討を進めることが必要。



## ○国と地方が連携して検討する震災復興祈念公園のあり方

- ・国と地方が連携して検討する震災復興祈念公園は、以下の要件を基本とする。

立地：地域の発意を踏まえつつ、被災の全容を象徴しているなど、国民全体で追悼と鎮魂に思いを寄せ、後世に伝承することがふさわしい場所に立地することが望ましい。

- 機能：
- ① 失われた全ての命に対する追悼と鎮魂の場の設置
  - ② 復興への意志を国内外に宣言するとともに、復興後の我が国の姿を想起させるなど、復興を祈念する場の設置
  - ③ 被災の実情とその教訓を広く国内外に伝え、後世に伝承する場の設置